

山梨県公報

第五百六十三号

令和七年

五月十九日

月 曜 日

目次

告示

○道路の区域変更(二件)……………二四九

訓令

○山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令……………二四九

公告

○一般競争入札について……………二五〇

○土地改良区役員の退任及び就任……………二五二

○土地区画整理組合の定款の変更認可……………二五三

告示

山梨県告示第五百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和七年六月九日まで一般の縦覧に供する。

令和七年五月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 甲府中央右左口線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲府市大津町字高町一〇八八番九地先から 甲府市大津町字高町一〇八八番一四地先まで	旧	二五・八	三三七・二
		二一〇・五	

で

新

一五二・六
二三八・四

三四七・二

山梨県告示第五百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和七年六月九日まで一般の縦覧に供する。

令和七年五月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 大幡初狩線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
都留市大幡字後山一〇二二番六地先から 大月市初狩町中初狩字近ヶ坂三二七四番二地先まで	旧	一二・七 一九・〇	一〇二・五
	新	二三・二 三九・〇	一〇二・五

訓令

山梨県訓令甲第十五号

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 本 庁

令和七年五月十九日

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令 山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県青少年総合対策本部規程（昭和五十八年山梨県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「生涯学習課」を「社会教育課」に改め、同条第四項中「生涯学習課長」を「社会教育課長」に、「生涯学習課総括課長補佐」を「社会教育課総括課長補佐」に改め、同条第五項中「生涯学習課」を「社会教育課」に改める。

別表一中「知事政策局長 DX・情報政策推進統括官 県民生活部長 多様性社会・人材活躍推進局長」を「高度政策推進局長 総合県民支援局長 新価値・地域創造推進局長」に、「子育て支援局長 林政部長 環境・エネルギー部長」を「森林環境部長」に改める。

別表二中「県民生活総務課長 私学・科学振興課長 労政人材育成課長」を「男女共同参画・多様性推進課長 子育て・次世代サポート課長 こども福祉課長 まなび支援課長 働く人・働き方支援課長」に、「子育て政策課長 子ども福祉課長」を「産業人材課長」に、「生涯学習課長」を「社会教育課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年五月十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする役務の名称及び数量

(一) 名称 やまなしまなびネットワークシステム構築業務（以下「本構築業務」という。）

(二) 数量 一式

2 調達をする役務の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 履行期間 契約締結の日から令和八年一月三十一日まで

4 履行場所 山梨県庁及び知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県総合県民支援局まなび支援課
三 一般競争入札の参加資格 入札者が単体企業の場合にあつては1に、共同企業体（以下「JV」という。）の場合にあつては2に示すとおりとする。

1 単体企業の場合 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれにも該当しない者

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされていない者

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は法人であつてその役員が暴力団員でないもの

(四) 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けている者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいる者

(六) 令和七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（令和七年山梨県告示第四十三号）の一に定める競争入札に参加することができる者

(七) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成十年四月一日）」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者でないこと。

(八) 会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(九) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有する者を配した体制を用意できることを別に知事が定めるところにより明らかにする者及び過去五年間に公共団体における類似業務の受注実績が複数ある者

(十) 本件仕様書に基づく作業を実施する部門又は組織を対象として、ISMS（情報セキュリティ管理システム）について、ISO二七〇〇一の基準に適合することの認証を取得し、又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークの使用を認められている者

2 JVの場合 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

(一) JVの構成員の資格要件

ア 構成員の全てが1(一)から(九)までの要件を満たすこと。

イ 1(十)は、代表構成員が該当すること。

(二) J Vの資格要件

ア J Vの構成員は、三社以内であること。

イ J Vの代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ J Vの各構成員は、他のJ Vの構成員として、又は単独で本件入札に参加していないこと。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 令和七年五月二十日(火)から同年六月四日(水)まで(山梨県の休日を含める(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。))を除く。)

2 受付時間 午前十時から正午まで及び午後一時から午後四時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総合県民支援局まなび支援課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四3に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法 令和七年五月十九日(月)から同年六月四日(水)までの日(県の休日を除く。))の午前十時から正午まで及び午後一時から午後四時まで四3に掲げる場所において直接交付する。また、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に六7(三)の問合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和七年六月三十日(月) 午後四時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁本館二階 特別会議室

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総合県民支援局まなび支援課宛に令和七年六月二十七日(金) 午後五時までに到着するように送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) 入札公告において示した入札書の受領期限までに入札書が到達しなかったとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法

(一) 落札決定は、総合評価一般競争入札をもつて行うため、入札書及び技術提案書等を提出すること。

(二) 次に掲げる要件のいずれにも該当する入札者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法により算定された価格点と技術点を合計した総合評価点が高い者を落札者とする。

ア 入札価格が山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。))第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内であること。

イ 技術提案書の内容が入札説明書に添付する技術提案書作成要領で指定する必須項目を全て満たしていること。

(三) 低入札価格調査制度を適用し、設定した調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札決定が有効とならない場合がある。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九十九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県総合県民支援局まなび支援課(電話〇五五―二二三―一三五〇)

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required: Development of System for Yamana-shi-manabi Network 1 set.
- 2 Date and time for tender: 4:00PM June 30, 2025
- 3 Bureau in charge: Manabi Support Section, General Prefectural Support Bureau, Yamana-shi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamana-shi 400-8501 Japan TEL 055-223-1350

● 土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、竜王土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
令和七年五月十九日

一 退任 山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	小宮山敏春	甲斐市西八幡千百五十番地	令和七年四月二十九日
同	加々美英	甲斐市玉川九百五十八番地	同
同	米山義幸	甲斐市竜王千九百十番地	同
同	金丸寛	甲斐市竜王三千一番地	同
同	金丸等	甲斐市篠原二千三百九十六番地	同
同	鷹野久	甲斐市篠原四百四十七番地	同
同	野田光彦	甲斐市万才二百九番地二	同
同	小野裕実	甲斐市富竹新田三百九十番地	同
同	篠原千里	甲斐市富竹新田三百九十八番地	同

同	坂本通	甲斐市竜王新町千四百三十一番地	同
同	花輪榮一	甲斐市西八幡五百三十二番地	同
同	小宮山謙二	甲斐市西八幡八百四十三番地	同
同	花形保彦	甲斐市西八幡二千三百八十八番地	同
監事	佐野孝志	甲斐市竜王二千七百二十五番地二	同
同	坂本文尚	甲斐市西八幡五百七十一番地	同
同	小林修	甲斐市竜王新町七百三十二番地十五	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	小宮山敏春	甲斐市西八幡千百五十番地	令和七年四月三十日
同	加々美英	甲斐市玉川九百五十八番地	同
同	金丸寛	甲斐市竜王三千一番地	同
同	齋藤一三	甲斐市竜王千二百十五番地	同
同	鷹野久	甲斐市篠原四百四十七番地	同
同	深澤三郎	甲斐市篠原九百七十三番地	同

同	野田光彦	甲斐市万才二百九番地二	同
同	小野裕実	甲斐市富竹新田三百九十番地	同
同	篠原千里	甲斐市富竹新田三百九十八番地一	同
同	坂本通	甲斐市竜王新町千四百三十一番地	同
同	三井正秀	甲斐市西八幡三千百五十六番地	同
同	小澤英雄	甲斐市西八幡八百四十番地三	同
同	花形保彦	甲斐市西八幡二千三百八十八番地	同
監事	佐野孝志	甲斐市竜王二千七百二十五番地二	同
同	小宮山謙二	甲斐市西八幡八百四十三番地	同
同	藤本さゆり	甲斐市竜王二千六十九番地八	同

● 土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり定款の変更を認可した。

令和七年五月十九日

組合の名称
アザレタウン中央地区土地区画整理組合
山梨県知事 長崎 幸太郎

二 事業施行期間

- 令和六年度から令和十四年度まで
- 三 施行地区
山梨市小原西字寺ノ下、字西二本木及び字南反保の各一部、同市小原東字寺ノ下、字西二本木、字東二本木及び字南反保の各一部並びに同市上神内川字神戸、字幸ノ神、字原林及び字松原の各一部
- 四 事務所の所在地
山梨市小原西八百四十三番地 山梨市役所内
- 五 設立認可の年月日
令和六年十一月二十一日
- 六 変更後の事務所の所在地
山梨市小原西六百四十九番地一 山梨市老人健康福祉センター
- 七 変更認可の年月日
令和七年五月十九日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番